

10月1日 から シニアボランティア ポイント事業がはじまります！

「シニアボランティアポイント事業」は、市内の対象施設でボランティア活動をすると、活動時間に応じて獲得するポイント(スタンプ)を換金できる制度です。

社会参加や地域貢献を行うことは、自身の生きがいや介護予防にもつながります。豊かな経験や知識、技能を地域社会のために生かしてみませんか。

【問】高齢福祉課(総和福祉センター「健康の駅」) ☎92-5838



対象となる人は？

市内に住民登録がある65歳以上の人(介護保険制度の要支援・要介護認定を受けている人は除く)

※介護保険料を滞納している人は、事業に参加できますが、換金することはできません。

ポイントの獲得方法

対象施設でボランティア活動をする
と、おおむね1時間の活動で1ポイント(スタンプ1個)をボランティア手帳に押してもらいます

※スタンプは1日最大2個までとなります。

ポイントの換金方法

申請方法 年間50ポイント以上をためて、高齢福祉課に申請してください

申請期間 3月1日～31日

換金額 5,000円(介護保険料1カ月相当分)

※平成28年度は活動期間が6カ月のため、スタンプが25個以上で2,500円に換金できます。

換金方法 ポイント申請時に登録した金融機関の口座に振り込みます

※換金申請は年に1回、上限金額は5,000円となります。

対象施設と活動内容

市内の 介護保険施設 (31施設)	・趣味を生かした活動 ・手品や楽器の披露 ・お話し相手 ・囲碁や将棋の相手 ・洗濯物の整理 ・外出や施設内移動の補助 など
市内小学校 児童クラブ (3施設)	・子どもたちとの交流 ・昔遊びなどの伝承 ・読み聞かせや紙芝居 など

※活動内容は施設によって異なります。

